1. はじめに

## 1. はじめに

わが国では、社会状況に対応した道路整備計画等の立案、策定及び道路施設の管理等、今後の道路行政に資するための基礎資料を得るため、道路法第3条に定められる全国の道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道)を対象に道路統計調査が実施されている。その調査の一つである道路施設現況調査によって、各道路における延長の内訳、幅員構成、面積が調査される。また、部分的には、橋梁などの構造、延長、幅員等の実態が調査されている。また、同統計調査とは別に、道路橋においては、国が定める道路橋定期点検要領 つに基づいて定期点検が行われ、工学的な総合判断である道路橋毎の健全性の診断が記録される。さらに国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路橋の定期点検においては、工学的な総合判断である部材毎の健全性や措置の必要性などについての助言(対策区分の判定)と、定期点検時の橋の外観を予め定められた評価基準に従って技術者の主観を入れずに客観的に区分したデータ(損傷程度の評価)が記録される。

本資料では、2.においては道路統計調査の結果から、全国の道路橋の現状のストックの量と内訳を管理者や道路種別などの区分ごとに分類して集計した。3.においては道路橋の状態と過去からの推移の把握を目的として、橋梁定期点検要領(案)(H16)<sup>2)</sup>および橋梁定期点検要領(H26)<sup>3)</sup>にもとづいて定期点検が行われた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路橋を対象に、H30 年度現在までに得られた結果を用いて、単年度ごとにそれぞれ 4 月時点における対策区分の判定の結果を集計した。本資料で用いる対策区分の判定の結果は、橋梁定期点検要領(案)(H16)<sup>2)</sup>および橋梁定期点検要領(H26)<sup>3)</sup>に基づいて診断の所見を区分するものであり、告示に定められている健全性の診断の判定区分(I~IV)に加えて、別途行われているものである。なお、本資料においては道路橋を橋梁と溝橋に分類して整理を行っている。ここで、溝橋と橋梁は、各道路管理者が道路橋のうち土被りが 1m未満のものを溝橋、溝橋以外のものを橋梁として分類し、道路施設現況調査に記録したとおりに分類している。

本資料の巻末では、診断的要素を含まない客観的事実の記録である損傷程度の評価をもとに算出される総合評価指標を掲載した。

## 参考文献

- 1) 道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局
- 2) 橋梁定期点検要領(案) 平成 16 年 3 月 国土交通省道路局国道·防災課
- 3) 橋梁定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省道路局国道・防災課